

毎週火、金曜日発行(但休日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
翌日)

鳥取県公報

◇告示
目次
保安林に係る指定施業要件の指定

告 示

鳥取県告示第三百四十三号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所
西伯郡中山町

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 指定施業要件

ハ 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 - 3 間伐は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十四号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所
西伯郡中山町

- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件

ロ 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十五号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

る。

- 昭和三十九年六月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 保安林の所在場所
西伯郡名和町

- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 指定施業要件

ロ 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十六号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所
西伯郡名和町

- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 1 伐採を禁止する。
- 2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十七号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十八号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十九号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

伐採を禁止する。

鳥取県告示第三百五十号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十一号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律

(昭和三十七年法律第六十八号) 附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十二号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号) 附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十三号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号) 附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町宮内字後尾無ヶ原、字田中山、字山裾、字大平、坊領字大内谷、字景平、字白辻

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十四号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字門野

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十五号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十六号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町長田字大清水、字王平、字孝靈山

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次

のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十七号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

火災の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十八号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡淀江町

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十九号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

る。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡日吉津村

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合に係る伐採は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十一号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

一 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十二号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

鳥取県告示第三百六十三号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

一 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十三号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所

00767

米子市

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十四号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規

定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

境港市

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林

00768

部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十五号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

境港市

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十六号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律

(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規

定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山、字大谷山、字狸谷山

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十七号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

- 西伯郡西伯町大字伐株字大谷奥
- 二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十八号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

- 西伯郡西伯町
- 二 保安林として指定された目的

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、禁止する。
- 2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次

のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十九号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

- 日野郡溝口町
- 二 保安林として指定された目的

三 指定施業要件

風害の防備

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 - 3 間伐は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価 一部月極二五〇円(配送料共)) 印刷所 鳥取県